

様式 1

事業者番号	
-------	--

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

㊟

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
2. 事業の種別
3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添1のとおり）
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土
料金の額 交通省告示第575号）のとおり
(適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり

旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
その他（別添3のとおり）
5. 実施日
令和 年 月 日より実施

I 距離制運賃表

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370

II 時間制運賃表 (近畿)

(単位：円)

種別		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20tクラス)	
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走 行キロ 小型車 は100km 小型車 以外の もの 130km	35,580	42,040	53,710	67,430
	4 時 間 制	基礎走 行キロ 小型車 は50km 小型車 以外の もの 60km	21,350	25,220	32,230	40,460
加 算 額	基礎走行キロを超 える場合は、10km を増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超 える場合は、1時間 を増すごとに (4時 間制の場合であっ て、午前から午後 にわたる場合は、正午 から起算した時間 により加算額を計 算する。)		3,400	3,560	3,810	4,510

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵庫・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。